

八尾市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条～第5条 略 附 則 <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、昭和59年1月1日から施行する。</u> <u>(新型コロナウイルス感染症特殊業務手当)</u></p> <p><u>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって規則で定めるものに従事したときは、新型コロナウイルス感染症特殊業務手当を支給する。この場合において、第2条各号に掲げる特殊勤務手当のうち規則で定めるものは支給しない。</u></p> <p><u>3 前項の新型コロナウイルス感染症特殊業務手当の額は、1日につき3,000円とする。</u></p>	<p>第1条～第5条 略 附 則</p> <p>この条例は、昭和59年1月1日から施行する。</p>